

～肥料の販売に関する届出について～

肥料の販売を開始するときは、販売業務を行う事業場ごとに、肥料販売業務開始届を東広島市長に提出する必要があります。

☆どのような場合に届出が必要か

- ・肥料の販売を開始するとき
- ・肥料販売業務開始届の記載事項に変更があったとき（届出者の変更、事業場の変更、保管する施設の所在地の変更）
- ・肥料の販売業務を廃止したとき

☆提出書類

- ・届出に必要な書類は、次のとおりです。
- ・届出は、販売業務を行う事業場ごとに提出してください。
- ・届出の様式は、東広島市のホームページでダウンロードできます。
〔組織から探す〕＞〔産業部〕〔東広島市園芸センター〕＞〔農薬・肥料販売届出〕
〔肥料の販売に関する届出について〕

	新たに販売業務を開始する場合	届出事項に変更が生じた場合 （届出者、事業場、保管する施設の所在地の変更）	販売業務を廃止した場合
届出書の提出時期	開始後 2 週間以内	変更後 2 週間以内	廃止後 2 週間以内
肥料販売業務開始届 （別記様式第 1 号）	○ （事業所ごとに 2 部）	—	—
肥料販売業務開始 届出事項変更届 （別記様式第 2 号）	—	○ （事業所ごとに 2 部）	—
肥料販売業務廃止届 （別記様式第 3 号）	—	—	○ （事業所ごとに 2 部）
※届出者の住所・氏名 を証する書類	○ （1 部）	○ ※届出者に変更がある場合 （1 部）	—
事業所、保管場所を届 出者が使用しているこ とを証する書類	○ ※届出者の住所と事業場又は保管施設の所在地が異なる場合 （事業場又は保管施設の賃貸借契約書の写し、固定資産税課税 証明書、公共料金領収書通知など）		—
遅延理由書	所定の提出期限を経過して提出する場合（1 部）		
返信用封筒・切手	○	○	○

※ 届出者の住所、氏名を証する書類

- ・個人…住民票、運転免許証の写し、マイナンバーカード等の写し
- ・法人…法人の登記事項証明書（原本）又は定款若しくは寄附行為の写し

【郵便切手について】

届出を受理した場合は、受理証に届出書（副本）を添付して送付します。送付先を記載した封筒に切手を貼付し、届出書類に同封してください。

貼付する切手の金額の目安

（定形封筒の場合） （定形外封筒の場合）

8 4 円

1 2 0 円

【遅延理由書の提出】

肥料販売業務に関する届出を所定の期限内に提出できない場合は、遅延理由書（別記様式第4号）を提出してください。

【肥料販売業務開始届受理証の再交付】

- ・肥料販売業務開始届受理証を紛失又は破損した場合は、肥料販売業務開始届受理証再交付申請書（別記様式第7号）を提出してください。
- ・受理証を破損した場合は、その破損した受理証も提出してください。
- ・送付先を記載した封筒に切手を貼付し、届出書類に同封してください。

☆その他

書類の提出先

〒739-0267

東広島市志和町別府10247番地

東広島市園芸センター

TEL：082-433-4411

FAX：082-433-6432

Eメール：hgh334411@city.higashihiroshima.lg.jp